



発行 新潟県

第 58 号

平成29年7月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

39 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則（人事課）

告 示

- 895 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 896 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 897 種畜証明書の交付をした旨の通報（畜産課）
- 898 保安林の指定解除予定（治山課）
- 899 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 900 土地改良事業計画の廃止認可（農地計画課）
- 901 換地処分（農地整備課）
- 902 公共測量の実施通知（監理課）
- 903 公共測量の実施通知（監理課）
- 904 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 一般競争入札の実施（教育庁総務課）
- 一般競争入札の実施（財務課）

病院局管理規程

- 5 新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 6 新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

病院局訓令

- 1 新潟県病院局事務決裁規程の一部改正（病院局総務課）

企業局管理規程

- 5 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程（企業局施設課）

選挙管理委員会規程

- 4 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

正 誤

平成29年7月14日付け県報第54号告示第860号中（農地計画課）

規 則

地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月 28 日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第39号

地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき職を定める規則 (昭和41年新潟県規則第83号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) 第39条第 2 項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程 (昭和36年新潟県病院局管理規程第 3 号) により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの (イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、<u>栄養課課長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、地域連携・相談支援センター長、地域連携・相談支援センター副センター長、緩和ケアセンター長、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、副救命救急センター長、地域連携センター長、地域連携室長、包括医療支援センター長、循環器病センター長、内視鏡センター長、<u>消化器内視鏡センター長</u>、参与、参事及び副参事</u></p>	<p>地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) 第39条第 2 項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程 (昭和36年新潟県病院局管理規程第 3 号) により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの (イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、<u>栄養課課長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、地域連携・相談支援センター長、地域連携・相談支援センター副センター長、緩和ケアセンター長、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、副救命救急センター長、地域連携センター長、地域連携室長、包括医療支援センター長、循環器病センター長、内視鏡センター長</u>、参与、参事及び副参事</p>

附 則

この規則は、平成29年 8 月 1 日から施行する。



◎新潟県告示第895号

次の病院は、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条に規定する救急病院である。

平成29年 7 月 28 日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 名 称 新潟脳外科病院
- 2 所 在 地 新潟市西区山田3057番地
- 3 有効期間 平成29年10月 1 日から  
平成32年 9 月 30日まで

## ◎新潟県告示第896号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成29年7月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

## 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
胎内市	1者	羽黒山口442番3ほか17筆 1.6ha
聖籠町	1者	藤寄杉谷内2374番 0.1ha
弥彦村	3者	麓堤上35番ほか43筆 4.5ha
長岡市	1者	中之島高畑鶴島168番ほか20筆 1.2ha
南魚沼市	56者	山谷袖沖896番1ほか572筆 69.5ha
十日町市	3者	桔梗原キ1669番ほか17筆 1.0ha
津南町	1者	下船渡己6266番ほか10筆 2.6ha
柏崎市	1者	西山町別山内越7043番ほか3筆 0.7ha
上越市	4者	上雲寺菖蒲76番ほか202筆 11.2ha
糸魚川市	4者	堀切四石田575番ほか14筆 2.5ha
佐渡市	5者	城腰下新田1830番ほか7筆 1.8ha
合計	80者	916筆 96.7ha

## 2 認可年月日

平成29年7月27日

## ◎新潟県告示第897号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

平成29年7月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

種畜証明書番号	名前	品種	等級	飼養者の住所・氏名
11245828602	勝新2	黒毛和種	2級	新潟市 新井田 潔
10311411243	菊花美2	黒毛和種	1級	上越市 新潟県笹ヶ峰放牧場利用組合
31415040004	サキ チーフ ヤマダBF 13 040-06	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31515040001	ゾック ウルフ ヤマダBF 4 148-08	大ヨークシャー種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31615020001	サキ ロンス ヤマダBF 3 056-09	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31615020004	サキ ロンス ヤマダBF 4 207-09	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31715020001	ドイツシヤム ピーター ヤ マダBF 8 012-03	バークシャー種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31715020002	ウルフ ゾック ヤマダBF 3 228-05	大ヨークシャー種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31715020004	ダブル ロンス ヤマダBF 2 238-09	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31715020005	コーベ エクスプレス ヤマ ダBF 5 233-07	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31715020006	コーベ エクスプレス ヤマ ダBF 5 206-07	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男

31715020007	エクスプレス フェニックス ヤマダBF 2 267-10	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
-------------	---------------------------------	--------	----	------------------

## ◎新潟県告示第898号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年 7月28日

新潟県糸魚川地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県糸魚川市大字越字滝沢190の31
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## ◎新潟県告示第899号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成29年 7月28日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
小千谷市 小千谷西南土地改良区	小千谷西南	維持管理事業	新規	平成29年 7月 9日	第48条

## ◎新潟県告示第900号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画の廃止を認可した。

平成29年 7月28日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
小千谷市 小千谷西南土地改良区	山吉、谷内、 西部、池ヶ原、 川井、内ヶ巻 及び上の原	維持管理事業	廃止	平成29年 7月 9日	第48条

## ◎新潟県告示第901号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、上越市を地域とする県営区画整理（経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」）事業津有南部第1地区に係る換地処分をした。

平成29年 7月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

## ◎新潟県告示第902号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（魚沼地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年 7月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）舟山地区（全換地区）確定測量）
- 2 作業期間 平成29年 7月24日から平成29年12月21日まで
- 3 作業地域 魚沼市吉水ほか地内

## ◎新潟県告示第903号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、柏崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年7月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査）
- 2 作業期間 平成29年8月10日から平成29年10月31日まで
- 3 作業地域 柏崎市街地及び周辺部

## ◎新潟県告示第904号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年7月28日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成29年7月18日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
五泉市赤海1丁目1111番の内、 1112番の内	6.00	54.35

## 公 告

## 予算の公表について（公告）

平成29年7月14日新潟県議会において議決された平成29年度新潟県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成29年7月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

平成29年度新潟県一般会計補正予算

平成29年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ595,051千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,255,355,051千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第9款 国庫支出金		千円 142,971,646	千円 122,860	千円 143,094,506	
	第2項 国庫補助金	111,255,664	122,860	111,378,524	
第12款 繰入金		26,014,955	63,945	26,078,900	
	第2項 基金繰入金	23,629,068	63,945	23,693,013	
第13款 諸収入		156,866,318	70,246	156,936,564	
	第6項 収益事業収入	3,320,790	70,246	3,391,036	
第14款 県債		278,232,000	338,000	278,570,000	
	第1項 県債	278,232,000	338,000	278,570,000	
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>1,254,760,000</b>	<b>595,051</b>	<b>1,255,355,051</b>	

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	168,961,209 千円	3,405 千円	168,964,614 千円	
第6款 産業費	第1項 産業政策費 第5項 観光費	134,381,406 119,412,947 2,097,582	27,000 20,000 7,000	134,408,406 119,432,947 2,104,582	
第7款 農林水産業費	第5項 食品・流通費 第8項 林業費	85,238,897 352,031 14,071,418	122,440 61,900 60,540	85,361,337 413,931 14,131,958	
第10款 教育費	第1項 高等教育費 第3項 高等学校費	185,492,048 9,578,342 50,815,029	442,206 3,021 439,185	185,934,254 9,581,363 51,254,214	
<b>歳</b>	<b>出</b>	<b>1,254,760,000</b>	<b>595,051</b>	<b>1,255,355,051</b>	
	<b>合 計</b>				



第2表 債務負担行為補正							
1 追加							
事	項	期	限	度	額	説	明
	実習船「海洋丸」代船建造工事請負・工事監理委託契約	平成30年度		1,088,415千円			

起 債 の 目 的		補		正		前		正		後	
		限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業 費	千円	2,378,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれが発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	千円	2,660,000	補 正	同 じ	償 還 の 方 法	
	1,129,000	1,132,000									
行 政 改 革 推 進 債		8,796,000				8,849,000					
合 計		278,232,000				278,570,000					

## 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式(その25)の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年7月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式(その25)の借上げ

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成29年11月30日(木)

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成29年7月28日(金)から平成29年8月7日(月)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

(3) 問合せ等 入札説明書による。

## 3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成29年8月25日(金)午後1時30分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

## 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(平成29年7月28日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り)を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

## (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成29年8月10日(木) 午前9時から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

## (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ

書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成29年8月21日(月) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

## 6 入札手続等

### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

### (2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

### (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式(その25)の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

### (4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

## 7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 9 契約保証金

契約金額(1に掲げる新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式(その25)の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 10 その他

### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県教育情報ネットワークシステム用サーバ機器等一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成29年7月28日

新潟県知事 米山 隆一

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県教育情報ネットワークシステム用サーバ機器等一式の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年10月10日（火）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成29年7月28日（金）から平成29年8月21日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時15分まで。

(2) 交付場所 新潟県教育庁総務課企画係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成29年9月11日（月） 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件をすべて満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達物品と同等以上又は類似する物品にかかる納入実績があることを証明した者であること。

(6) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(8) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(9) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有するこ

とについて、新潟県知事から確認を受けている者であること。

#### 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

##### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成29年8月31日(木)午前9時から午後5時15分まで。

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県教育庁総務課企画係

ウ 提出方法 本人(法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類 入札説明書による。

##### (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 日時 平成29年9月7日(木)午後4時

イ 場所 (1)イに定める場所

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書(封筒に入れ密封の上、上記1(1)の調達案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限り)を持参し、提出すること。

ただし、代理人が入札書を持参し、提出する場合は、3(1)に定める時刻までに委任状を提出し、代理権が確認された者でなければならない。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)をもって3(1)に定める日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

##### (2) 入札書の名義

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

##### (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県教育情報ネットワークシステム用サーバ機器等一式の1ヶ月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)以下同じ。)に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た金額を入札書に記載すること(以下、入札書記載金額を「入札金額」という。)

##### (4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

#### 7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 8 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

入札金額に100分の8に相当する金額を加算した金額を60で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## (2) 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県教育情報ネットワークシステム用サーバ機器等一式の1ヶ月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 9 その他

## (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札に限るものとし、他に使用しない。

## (2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

ウ 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

エ その他詳細は、入札説明書による。

オ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

## 10 Summary

## (1) Nature and quantity of the products and services to be procured:

Network System Server, Software and other equipment [1] set

## (2) Time and place of bidding:

September 11, 2017 10:00a.m.

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, Japan

## (3) For more information, contact:

Planning Section

General Affairs Division

Bureau of Education

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, Japan 950-8570

---

**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立海洋高等学校実習船「海洋丸」代船建造工事一式について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成29年7月28日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達案件の名称

新潟県立海洋高等学校実習船「海洋丸」代船建造工事一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年3月8日(金)

(4) 納入場所

能生漁港又は新潟県知事が指定する場所

2 入札説明書及び仕様書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成29年7月28日(金)から平成29年8月10日(木)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所 新潟県教育庁財務課施設係(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成29年9月7日(木)午前9時30分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室(行政庁舎16階)

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 入札実施日において、新潟県知事から指定停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。

(3) 過去10年間に、当該工事により建造される船舶と同規模以上の実習及び調査・観測を目的とした鋼製船舶を建造した実績を有する者であること。

(4) 当該工事を施工するための必要な船台等を現に有していること。

(5) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に参加する資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成29年8月14日(月)午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県教育庁財務課施設係

ウ 提出方法 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成29年8月30日(水)午前8時30分から午後5時15分まで

(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 通知場所 (1)イに定める場所

なお、資格の有効期間は資格を付与された日から平成30年3月31日までの間とする。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、



委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5 (1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1 (1)の調達案件の名称及び3 (1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3 (1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

入札書に記載した金額に消費税及び地方消費税を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第42条に規定する担保の提供をもって代えることができ、第43条第1号に該当する場合は免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第42条の2に規定する担保の提供によって代えることができ、第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

イ 契約の停止等

本件調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

ウ この公告に係る契約は「新潟県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(昭和39年3月31日新潟県条例第5号)により、議会の議決を得たときをもって成立する。

エ その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be manufactured:

Training vessel (1 vessel)

(2) Time and place of bidding

9 : 30 a.m. September 7, 2017

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

(3) For more information, please contact:

Financial Affairs Division

Bureau of Education

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata

950-8570

JAPAN

TEL:025-280-5591

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第5号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 7月28日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第 20 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>4 前3項に規定するもののほか、県立吉田病院診療部に消化器内視鏡センター長を置く。</u></p> <p><u>5 前各項の規定にかかわらず病院の規格その他の状況により、長を置かないことができる。ただし、事務長、薬剤部長及び看護部長は、この限りでない。</u></p> <p><u>6 第1項から第4項までに規定する長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>7 （略）</u></p>	<p>第 20 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>4 前3項の規定にかかわらず病院の規格その他の状況により、長を置かないことができる。ただし、事務長、薬剤部長及び看護部長は、この限りでない。</u></p> <p><u>5 第1項から第3項までに規定する長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>6 （略）</u></p>

附 則

この規程は、平成29年 8月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第6号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年7月28日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1（第2条関係）</b>			<b>別表第1（第2条関係）</b>		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
施設	(略)		施設	(略)	
	(略) 中央病院内視鏡センター長 <u>吉田病院消化器内視鏡センター長</u>	5種		(略) 中央病院内視鏡センター長	5種
	中央病院薬剤部長 がんセンター新潟病院薬剤部長 新発田病院薬剤部長	3種		中央病院薬剤部長 がんセンター新潟病院薬剤部長 新発田病院薬剤部長	3種
	<u>薬剤部長（区分3種のもの を除く。）</u>	5種			5種
	中央病院薬剤副部長 （局長が定めるものに限る。） (略) (略)			<u>妙高病院薬剤部長</u> <u>松代病院薬剤部長</u> <u>柿崎病院薬剤部長</u> <u>十日町病院薬剤部長</u> <u>精神医療センター薬剤部長</u> <u>加茂病院薬剤部長</u> <u>津川病院薬剤部長</u> <u>吉田病院薬剤部長</u> <u>リウマチセンター薬剤部長</u> <u>坂町病院薬剤部長</u> 中央病院薬剤副部長 （局長が定めるものに限る。） (略) (略)	
備考 (略)		備考 (略)			

附 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

病院局訓令

新潟県病院局訓令第 1 号

局 本 庁  
施 設

新潟県病院局事務決裁規程（昭和36年新潟県病院局訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 7 月28日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(次長の専決事項)</p> <p><b>第 4 条</b> 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次長の旅行(5日以上を旅行を除く。)</u>並びに課長及び施設の長の5日以上を旅行の命令をすること。</p> <p>(3) <u>次長の旅行(5日以上を旅行を除く。)</u>並びに課長及び施設の長の5日以上を旅行の復命を受けること。</p> <p>(4) <u>次長の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除(結核性疾病に係るものうち1日を単位とするもの及び局長が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。)(5日以上を(夏季休暇を除く)並びに研修及び兼職に係るものを除く)の承認等</u>をすること。</p> <p><u>(4)の2 課長及び施設の長の5日以上を(夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む)の承認等</u>をすること。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(課長の共通専決事項)</p> <p><b>第 5 条</b> 課長の共通専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4)の2 (略)</p> <p>(5) <u>課長の旅行(5日以上を旅行を除く。)</u>並びに課長相当職の職員及び課長補佐の旅行の命令をすること。</p> <p>(6) <u>課長の旅行(5日以上を旅行を除く。)</u>並びに課長相当職の職員及び課長補佐の旅行の復命を受けること。</p> <p>(7) <u>課長の休暇等(5日以上を(夏季休暇を除く)並びに研修及び兼職に係るものを除く。)</u>並びに課長相当職の職員及び課長補佐の休暇等の承認等<del>を</del>をすること(研修及び兼職の場合にあつては、総務課長に合議すること)。</p> <p>(8)～(15) (略)</p> <p>(施設の長の権限に属する事務の専決)</p>	<p>(次長の専決事項)</p> <p><b>第 4 条</b> 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 課長の旅行の命令及び施設の長の5日以上を旅行の命令をすること。</p> <p>(3) 課長の旅行の復命及び施設の長の5日以上を旅行の復命を受けること。</p> <p>(4) <u>課長の休暇、部分休業及び職務専念義務の免除(夏季休暇、結核性疾病に係るものうち1日を単位とするもの及び局長が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。)</u>並びに施設の長の5日以上を休暇等の承認等<del>を</del>をすること。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(課長の共通専決事項)</p> <p><b>第 5 条</b> 課長の共通専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4)の2 (略)</p> <p>(5) 課長相当職の職員及び課長補佐の旅行の命令をすること。</p> <p>(6) 課長相当職の職員及び課長補佐の旅行の復命を受けること。</p> <p>(7) 課長相当職の職員及び課長補佐の休暇等の承認等<del>を</del>をすること(研修及び兼職の場合にあつては、総務課長に合議すること)。</p> <p>(8)～(15) (略)</p> <p>(施設の長の権限に属する事務の専決)</p>

第15条 事務長の専決事項は次のとおりとする。

(1)～(5)の3 (略)

(6) 職員の休暇等の承認等（施設の長に係るものを除く。）をすること。

(6)の2～(14) (略)

第15条 事務長の専決事項は次のとおりとする。

(1)～(5)の3 (略)

(6) 職員の休暇等の承認等（施設の長の5日以上に係るものを除く。）をすること。

(6)の2～(14) (略)

## 企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第 5 号

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 7 月28日

新潟県企業管理者 小 林 康 昌

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程

新潟県電気事業の電気工作物保安規程 (昭和61年新潟県企業局管理規程第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号 (以下「移動後条等」という。) に対応する同表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号 (以下「移動条等」という。) が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (条、項及び号の表示を除く。以下「改正後部分」という。) に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (条、項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。) が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)	第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)
第 2 章 保安管理体制	第 2 章 保安管理体制
第 1 節 通則 (第 3 条・第 4 条)	第 1 節 通則 (第 3 条・第 4 条)
第 2 節 主任技術者 (第 5 条～第 9 条)	第 2 節 主任技術者 (第 5 条～第 9 条)
第 3 章 保安教育 (第10条)	第 3 章 保安教育 (第10条)
第 4 章 電気工作物の巡視、点検及び検査 (第11条～第13条)	第 4 章 電気工作物の巡視、点検及び検査 (第11条～第13条)
第 5 章 電気工作物の運転及び操作 (第14条～第18条)	第 5 章 電気工作物の運転及び操作 (第14条～第18条)
第 6 章 記録 (第19条)	第 6 章 記録 (第19条)
第 7 章 法定自主検査及び使用前自己確認 (第20条～第22条)	第 7 章 法定自主検査 (第20条～第21条)
第 8 章 その他 (第23条)	第 8 章 その他 (第22条)
附則	附則
<b>第 7 章 法定自主検査及び使用前自己確認</b> (法定自主検査又は使用前自己確認にかかる実施体制)	<b>第 7 章 法定自主検査</b> (法定自主検査にかかる実施体制)
<b>第20条</b> 法定自主検査又は使用前自己確認は、主任技術者の保安監督のもと法令に基づき適切に実施するものとする。	<b>第20条</b> 法定自主検査は、主任技術者の保安監督のもと法令に基づき適切に実施するものとする。
2 (略)	2 (略)
<u>3 企業局長は使用前自己確認に関することにおいて、主任技術者の保安監督のもとに実施し、当該電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認するものとする。</u> (法定自主検査の結果の記録)	 (法定自主検査の結果の記録)
<b>第21条</b> (略)	<b>第21条</b> (略)
<u>2 法定自主検査の結果の記録は、前項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項については、発電用水力設備に係るものは当該設備の存続する期間、それ以外のものは 5 年間保存するものとし、同項第 7 号から第11号までに掲げる事項については、当該</u>	

法定自主検査を行った後最初の経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者が行った審査及び評定の結果の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

(使用前自己確認の結果の記録)

**第22条** 使用前自己確認に関する記録は、法令に基づき次の各号に示す事項について記録しておくものとする。

- (1) 確認年月日
- (2) 確認の対象
- (3) 確認の方法
- (4) 確認の結果
- (5) 確認を実施した者及び主任技術者の氏名
- (6) 確認の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- (7) 当該電気工作物の種類に応じて経済産業省令で定める添付書類

2 使用前自己確認の結果の記録は、5年間保存するものとする。ただし、使用前自己確認に係る電気工作物を廃止した場合は、この限りでない。

#### 第8章 その他

**第23条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に企業局長が定める。

#### 第8章 その他

**第22条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に企業局長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

### 選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第4号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年7月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表第1（病院）</b>			<b>別表第1（病院）</b>		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市西区	(略) 介護老人保健施設 あすか 介護老人保健施設 <u>葵の園・新潟寺尾</u>	(略) 新潟市西区木場 字堤56 新潟市西区寺尾 <u>上5丁目18番17</u> <u>号</u>	新潟市西区	(略) 介護老人保健施設 あすか	(略) 新潟市西区木場 字堤56
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

平成29年7月14日付け新潟県告示第860号（県営土地改良事業計画の縦覧）中

ページ	行	誤	正
5	2	五泉市役所及び新潟市秋葉区役所	五泉市役所、五泉市村松支所及び新潟市秋葉区役所